

事務連絡  
平成28年5月31日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第238号)が公布され、平成28年6月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成28年3月4日事務連絡)を次のように改正し、平成28年6月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱ区分071に次のように加える。

(3) カスタムメイドプレート

B00207103

改 正 後  
 「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について  
 現 行

(別表)

II 医科点検の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料  
 (フィルムを除く。)及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード		
071	カステラムメイル人工関節及びカステラムメイル人工骨			
(1)	カステラムメイル人工関節	B002	071	01
(2)	カステラムメイル人工骨			
①	カステラムメイル人工骨 (S)	B002	071	02 01
②	カステラムメイル人工骨 (M)	B002	071	02 02
③	カステラムメイル人工骨 (L)	B002	071	02 03
④	カステラムメイルプレート	B002	071	03

機能区分		機能区分コード		
071	カステラムメイル人工関節及びカステラムメイル人工骨			
(1)	カステラムメイル人工関節	B002	071	01
(2)	カステラムメイル人工骨			
①	カステラムメイル人工骨 (S)	B002	071	02 01
②	カステラムメイル人工骨 (M)	B002	071	02 02
③	カステラムメイル人工骨 (L)	B002	071	02 03
	(新設)			